

王寺町認知症高齢者等 SOS ネットワーク協定書

王寺町（以下「町」という。）と _____（以下「協力事業者」という。）は、王寺町認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業（以下「事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町と協力事業者が協力し、認知症高齢者等の生命と安全を守り、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、行方不明となった際の早期発見及び保護を行うための「認知症高齢者等 SOS ネットワーク」を構築することにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 この協定は、前項の目的を達成するため、事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（責務）

第2条 町と協力事業者は、事業の実施に当たっては、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築するとともに、事業を継続的に実施することができるよう努めるものとする。

（協力の内容）

第3条 協力事業者は、その日常業務に支障のない範囲において、行方不明となっている高齢者を発見した場合には、町及び最寄りの警察署に連絡を行うものとする。

2 協力事業者は、事業の実施に当たり、協力事業者の従業員等に対しこの協定の内容を周知し、見守り活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

（提供する個人情報及び情報の提供方法）

第4条 町から協力事業者に提供する個人情報は、電子メール又はファクシミリにより送信するものとする。

（個人情報の保護）

第5条 町と協力事業者は、本事業に関し知り得た個人情報を目的以外に他に漏らすことのないよう、個人情報の取り扱いに関して、必要な措置を講ずるものとする。

2 町と協力事業者は、この事業を通して得た情報については、認知症高齢者等の早期発見及び保護以外の目的に利用してはならない。

3 町と協力事業者は、この事業を通して得た情報については、不正に使用し、又は提供してはならない。

4 町と協力事業者は、この事業を通して得た情報については、情報の取扱いに十分に注意し、情報の滅失・改ざんのないよう、適切な管理に努めるものとする。

5 町と協力事業者は、必要がなくなった情報については、速やかに廃棄等処分するものとする。
また、町と協力事業者は、協定を破棄した後もこの事業を通して、知り得た個人情報を他に提供してはならない。

（免責事項）

第6条 協力事業者は、第3条第1項又は第2項の規定による連絡を行った場合又は連絡を行うことができなかった場合において、その後に生じた問題等について、その責任を負わないもの

とする。

2 協力事業者は、認知症高齢者等の異変又は行方不明時等に関する連絡の誤報について、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から 年 月 日までとする。

2 前項に規定する期間満了日の3か月前までに、町と協力事業者いずれからも特段の申出がない場合は、有効期間を1年更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度町と協力事業者が協議の上決定するものとする。

(協定の解除等)

第9条 協力事業者は、町に対する申入れによって、この協定を解除することができる。

2 町は、協力事業者が事業協力に対して不適当な事由があると認めるときは、協力事業者に対して通告により本協定を破棄することができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、町と協力事業者記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

王寺町 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

王寺町長 平井 康之

協力事業者 (住所)

(会社名)

(代表者名)